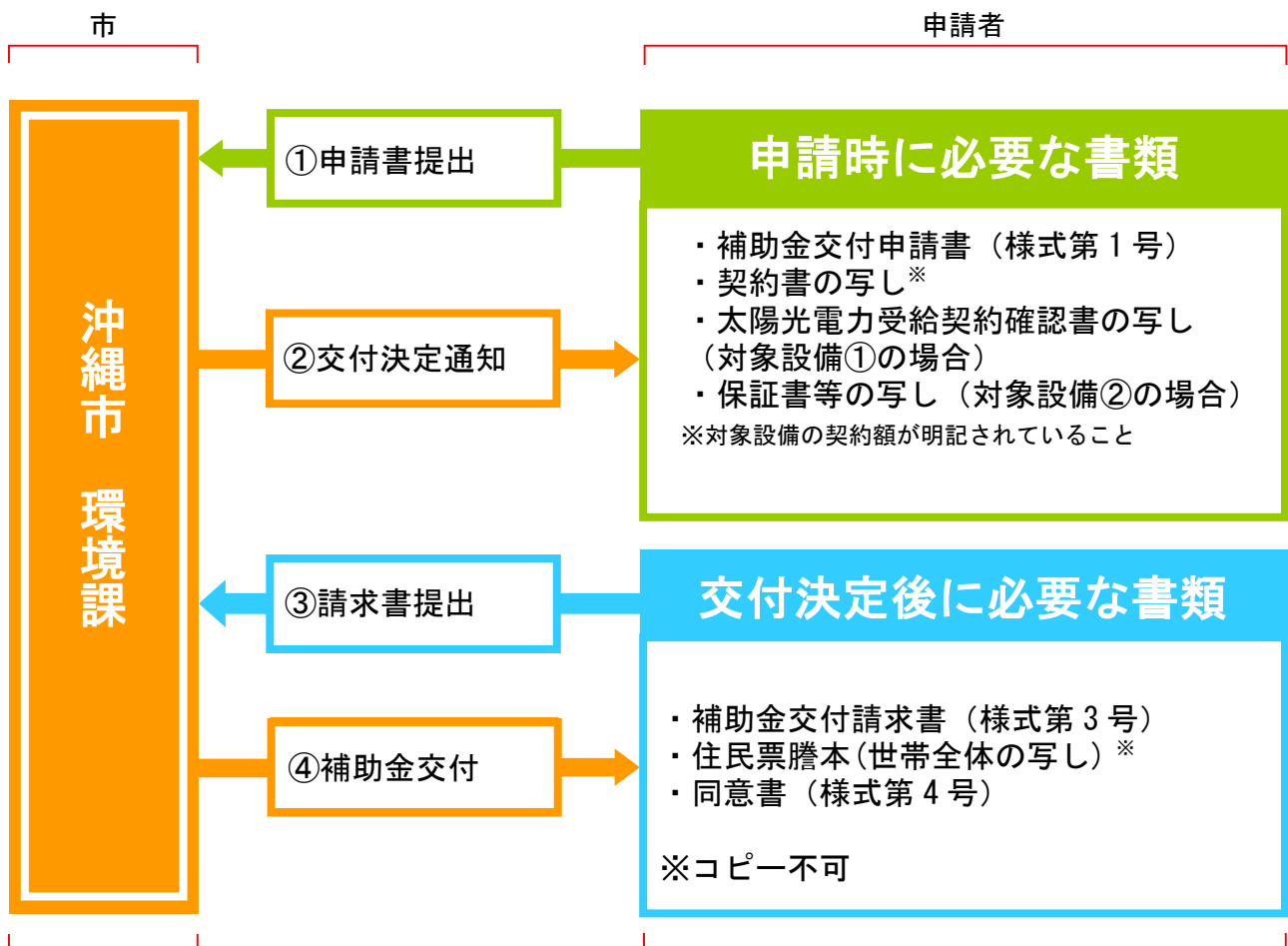


補助制度の概要

補助制度の名称	沖縄市住宅用太陽光・省エネ設備設置補助金
申請期間	令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木） ※先着順で受付を行い、予算の枠に達した時点で受付を終了します。
補助金額	対象設備① 太陽光発電システム 50,000円 対象設備② CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器 30,000円
対象者	以下の要件に全て当てはまる方が対象となります。 (1) 市内に住所を有する個人であること (2) 市税等の滞納のないこと (3) 市の求める報告に協力できること (4) 太陽光発電システムの場合は電力会社と電力の受給を開始した日の翌日から6ヵ月以内又は電力の受給を開始した年度の3月31日までに申請できること (5) CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器の場合は、設置した日の翌日から6ヵ月以内又は設置した年度の3月31日までに申請できること
対象設備	以下の要件をすべて満たすことが条件となります。 (1) 未使用品であること (2) リース契約による設備ではないこと (3) 自ら居住する住宅に対象設備を設置（太陽光発電システムにおいては、電力会社と電力の受給を開始）していること (4) 同一の住宅で当該補助金の交付を受けていないこと
申請方法 (次ページフロー①)	申請書に関係書類（各1部）を添えて、環境課窓口（市役所地下2階）に直接提出してください。 ・太陽光発電システムの場合は、電力会社と電力の受給を開始後に申請してください。 ・申請者以外の方が提出することもできます。 ・郵送等による提出は受付できません。 ・提出書類は返却されません。必要な場合は控えを保管してください。
交付決定 (次ページフロー②)	書類審査後、交付決定通知書をお送りします。 ・補助金の交付は補助金請求書提出後となりますのでご注意ください。
補助金請求 (次ページフロー③)	<u>交付決定通知日の翌日から30日以内に、関係書類を添えて補助金交付請求書を提出してください。</u> ・提出方法は申請方法と同じです。
補助金交付 (次ページフロー④)	書類審査後、補助金を交付します。 ・振込日の目安は、補助金請求書を提出した日から1か月以内です。 ・提出書類に不備があった場合は、振込が遅れる場合があります。 ・振込日は通知いたしませんのでご了承ください。 ※この補助を受けた対象設備を処分する際は、所定の手続きを要します。 ※関係書類は10年間保管してください。

申請から補助金支払いまでの流れ



<よくある質問>

Q. 対象設備の設置を予定しています。申請できますか？

A. 申請できません。対象設備を設置後に申請となります。太陽光発電システムの場合は、電力会社と電力の受給を開始後に申請してください。

Q. 対象設備を沖縄市内の住宅に設置しました。引越し前ですが申請できますか？

A. 申請できます。但し、交付決定日の翌日から30日以内に補助金交付請求書とともに、新住所（対象設備を設置した住所）が記載された住民票謄本が必要です。

Q. 申請者の氏名は世帯主の氏名ですか？

A. 契約書（対象設備の購入及び設置に係るもの）に記載された契約者の氏名です。

Q. 令和3年3月31日以前に対象設備を設置しました。申請できますか？

A. 太陽光発電システム場合は、電力会社と電力の受給を開始した翌日から6か月以内の方は申請できます。CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器については、設置した日から6か月以内の方は申請できます。

（例）太陽光を設置した日が令和2年10月31日の場合

>>> 令和3年4月30日までであれば申請は可能ですが、その日を過ぎると対象外となります。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

沖縄市長 様

〒

（申請者） 現住所

氏 名 ㊟

電話番号

補助金交付申請書

沖縄市住宅用太陽光・省エネ設備設置補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助年度	年 度
2. 対象設備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム 新設： k W（小数第2位を四捨五入） 増設： k W → k W <input type="checkbox"/> CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器
3. 補助金交付申請額	円
4. 対象設備の設置場所	新築 〒 既築
5. 工事完了日	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム 年 月 日 <input type="checkbox"/> CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器 年 月 日

※関係書類

- 対象設備の契約額が明記されている契約書の写し
- 太陽光電力受給契約確認書の写し（太陽光発電システムのみ）
- 対象設備の保証書等、稼働日が確認できるものの写し（CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器のみ）

受付番号

記載例

様式第1号（第4条関係）

提出する日 令和〇〇年〇月〇日

沖縄市長 様

〒904-8501

認印可
ゴム印等
は不可。

(申請者) 現住所 沖縄市仲宗根町26番1号
氏名 沖繩太郎 印
電話番号 098-939-1212

補助金交付申請書

沖縄市住宅用太陽光・省エネ設備設置補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助年度	令和 3 年度
2. 対象設備	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システム 新設： 4.7 kW (小数第2位を四捨五入) 増設： kW → kW <input type="checkbox"/> CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器
3. 補助金交付申請額	50,000 円
4. 対象設備の設置場所	新築 〒904-8501 既築 沖縄市仲宗根町26番1号
5. 工事完了日	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システム 令和 〇〇年 〇月 〇日 <input type="checkbox"/> CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器 年 月 日

太陽光発電システムは5万円、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器は3万円、両方の場合は8万円。

※関係書類

- 対象設備の契約額が明記されている契約書の写し
- 太陽光電力受給契約確認書の写し（太陽光発電システムのみ）
- 対象設備の保証書等、稼働日が確認できるものの写し（CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器のみ）

申請するときは
関係書類も提出
してください。

受付番号

様式第3号（第6条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

沖縄市長 様

〒

(交付決定者) 現住所

氏 名 ⑩

電話番号

沖縄市住宅用太陽光・省エネ設備設置補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて補助金を請求します。

請求金額 金 円

1. 受付番号		
2. 補助金の振込先	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	普通 当座
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人	
3. 備考		

※関係書類

住民票謄本（世帯全体の写し） ※コピー不可

同意書（様式第4号）

様式第3号（第6条関係）

補助金交付請求書

沖縄市長

様

提出する日

令和 ○○年 ○月 ○日

〒904-8501

（交付決定者） 現住所 沖縄市仲宗根町26番1号

氏名 沖繩太郎 印

電話番号 098-939-1212

訂正するときはここに押印した判子と同じもので訂正箇所に押印してください。

沖縄市住宅用太陽光・省エネ設備設置補助金交付要綱第6条第1項の規定のとおり関係書類を添えて補助金を請求します。

請求金額 金 50,000 円

1. 受付番号	○○○	
2. 補助金の振込先	金融機関名	○○銀行
	支店名	○○支店
	口座種別	普通 当座
	口座番号	○○○○○○○○○○
	(フリガナ) 口座名義人	オキナワ タロウ 沖繩太郎
3. 備考		

市から届く『交付決定通知書』参照。
※金額の訂正は認められませんのでご注意ください。

申請者（交付決定者）
と同じ名義であること

※関係書類

住民票謄本（世帯全体の写し） ※コピー不可

同意書（様式第4号）

請求するときは関係書類も提出してください。

様式第4号（第6条関係）

同意書

沖縄市長 様

沖縄市住宅用太陽光・省エネ設備設置補助金の交付要件である「市税等の滞納のないこと」の確認にあたり、担当課に別紙「補助金交付申請書(様式第1号)」が開示され、私の市税等の課税状況及び納付状況についての照会がされるとともに、市税等に係る徴収金に滞納がないことの証明が発行されることに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

様式第4号（第6条関係）

同意書

沖縄市長 様

沖縄市住宅用太陽光・省エネ設備設置補助金の交付要件である「市税等の滞納のないこと」の確認にあたり、担当課に別紙「補助金交付申請書(様式第1号)」が開示され、私の市税等の課税状況及び納付状況についての照会がされるとともに、市税等に係る徴収金に滞納がないことの証明が発行されることに同意します。

令和 ○○年○○月○○日

住 所 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

氏 名 沖 縄 太 郎 印

補助金交付請求書と
同じ印鑑を押してく
ださい。



補助金申請の手引き

令和3年4月1日 作成

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号
沖縄市役所 市民部環境課 環境保全係
TEL 098-939-1212 (内線 2227)
FAX 098-934-0609